

平成21年5月第2回八街市議会臨時会会議録

1. 開議 平成21年5月26日 午後2時30分

1. 出席議員は次のとおり

1番 桜田 秀雄
2番 林 修三
3番 山口 孝弘
4番 小高 良則
5番 湯浅 祐徳
6番 川上 雄次
7番 中田 眞司
9番 林 政男
11番 横田 義和
12番 鯨井 眞佐子
13番 北村 新司
15番 山本 義一
16番 京増 藤江
17番 右山 正美
18番 小澤 定明
19番 京増 良男
20番 丸山 わき子
21番 加藤 弘
22番 山本 邦男

1. 欠席議員は次のとおり

8番 古場 正春
10番 新宅 雅子
14番 古川 宏史

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	長谷川 健一
副	市長	高橋 一夫
総	務部長	浅羽 芳明
市	民部長	小倉 裕
経	済環境部長	森井 辰夫
会	計管理者	越川 みね子

財 政 課 長	加 藤 多久美
国 保 年 金 課 長	石 毛 勝
総 務 課 長	長谷川 淳 一
厚 生 課 長	藏 村 隆 雄
農 政 課 長	加 瀬 芳 之

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	今 井 誠 治
主 査	鯨 岡 修 子
主 査	小 川 正 一
主 査 補	吉 田 美 恵 子
主 任 主 事	栗 原 孝 治

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程

平成21年5月26日（火）午後2時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案の上程
議案第1号から議案第6号
提案理由の説明
委員会付託省略、質疑、討論、採決
- 日程第4 発議案の上程
発議案第4号
提案理由の説明
委員会付託省略、質疑、討論、採決

○議長（山本邦男君）

開会に先立ち、長谷川市長から発言を求められておりますので、これを許します。

○市長（長谷川健一君）

21年4月1日付の人事異動に伴い、新しく部長職及び課長職となりました職員の紹介をいたします。

それでは、紹介をいたします。

総務部長の浅羽芳明。

会計管理者の越川みね子でございます。

市民部市民課長の並木もと子でございます。

教育委員会スポーツ振興課長の黒崎淳一でございます。

以上で紹介を終わらせていただきます。今後とも、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（山本邦男君）

本日、平成21年5月第2回八街市議会臨時会は、ここに開会される運びとなりました。

この臨時会は、議案6件、発議案1件が提出されることになっています。

慎重に審議を尽くされ、市民の負託に応えられますよう期待いたしますとともに、議会運営につきましても、ご協力をお願いいたしまして、開会のごあいさつといたします。

ただいまから、平成21年5月第2回八街市議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達していますので、この臨時会は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程に入る前に報告します。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づく、本臨時会の出席者は配付のとおりです。

次に、市長の専決処分事項に指定されている損害賠償額の決定についての報告3件が議長あてに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、監査委員から2月から3月予算執行分に係る例月出納検査報告書及び定期監査報告書が提出されましたので、この写しを配付しておきました。

次に、地方自治法第100条第13項及び会議規則第164条第1項の規定に基づく議員派遣につきましても、配付の資料のとおり派遣をいたしました。

次に、地方自治法第104条の規定により、議会の代表として出席した会議等は配付のとおりです。

次に、本日の欠席の届け出が、古川宏史議員、新宅雅子議員、古場正春議員よりありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第81条の規定により、丸山わき子議員、京増良男議

員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。この臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山本邦男君）

ご異議なしと認めます。

会期は、本日1日に決定しました。

日程第3、議案の上程を行います。

議案第1号から議案第6号を一括議題とし、採決は分割して行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山本邦男君）

ご異議なしと認めます。

議案第1号から議案第6号の提案理由の説明を求めます。

○市長（長谷川健一君）

本日、ここに平成21年5月第2回八街市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私ともご多用のところご参集いただき、誠にありがたくお礼を申し上げます。

本臨時会に提案いたしました案件は、専決処分の承認を求める案件5件、条例の一部改正1件、計6議案でございます。

それでは、提案いたしました議案についてご説明をいたします。

議案第1号から議案第5号までは、特に緊急を要するため、市議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したことについて、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、各議案ごとに説明を申し上げます。

議案第1号は、八街市税条例の一部改正でございます。

これは、地方税法等の改正に伴い、八街市税条例の一部を改正し、本年4月1日から施行する必要が生じたことから専決処分したものでございます。主な改正内容は、住宅借入金等特別税額控除の創設、土地の長期譲渡所得に係る特別控除の創設等でございます。

議案第2号は、八街市都市計画税条例の一部改正でございます。

これは、地方税法等の改正に伴い、八街市都市計画税条例の一部を改正し、本年4月1日から施行する必要が生じたことから専決処分したものでございます。主な改正内容は、引用している地方税法の項番号変更に伴うものでございます。

議案第3号は、八街市国民健康保険税条例の一部改正でございます。

これは、地方税法等の改正に伴い、八街市国民健康保険税条例の一部を改正し、本年4月1日から施行する必要が生じたことから専決処分したものでございます。主な改正内容は、

国民健康保険税の減額規定の一部削除、上場株式等に係る配当所得に係る課税の特例規定の追加等でございます。

議案第4号は、平成20年度八街市国民健康保険特別会計補正予算でございます。

これは、歳入各項目の収入見込額が決定され、歳出決算見込額に対し、歳入見込額がそれを下回り、財源が不足する見込みとなったため、平成20年度八街市国民健康保険特別会計予算を補正する必要が生じたことから専決処分したものでございます。

議案第5号は、平成21年度八街市一般会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、既定の予算に60万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163億1千60万4千円とするものでございます。これは、定額給付金の給付に合わせ、八街商工会議所、八街サービス会及び各商店会において「定額給付金フェア」と銘打った拡販セールを実施することとなったことから、市の経済活性化のため、市がその費用の一部を負担するものでございます。

議案第6号は、八街市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、景気の急速な悪化に伴い、民間企業の夏季一時金が昨年度と比べ大幅に減額することが見込まれることから、本年5月1日付で平成21年6月に支給される国家公務員の期末勤勉手当の一部を凍結するという臨時の人事院勧告がなされ、また、同月15日付で千葉県人事委員会から同様の勧告がなされたことを受け、本市でも一般職の職員及び特別職等の期末勤勉手当について勧告の内容に沿った改正を行うものでございます。

以上で、提案いたしました議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、可決くださるようお願いを申し上げます。

○議長（山本邦男君）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号から第6号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに質疑・討論及び採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本邦男君）

ご異議なしと認めます。

これから、質疑を行います。

会議規則第55条により、発言はすべて簡明にし、議題外にわたり、または、その範囲を超えてはならず、質疑に当たっては自己の意見を述べることはできません。

また、会議規則第56条第57条及び議会運営に関する申し合わせにより、各議員の発言時間は答弁を含め40分以内とし、同一議題につき一問一答、2回まででお願いします。

質疑ありませんか。

○右山正美君

議案第1号、第2号について、若干伺いたいと思いますが、市条例、そして都市計画税条例の一部改正ということで、この地方税改正につきましては、衆議院の本会議で再議決を経て通ってきたものであるということでございます。ですから、大変この賛否両論あったわけでありまして。

この税制の改正目的は、昨年来の未曾有の経済危機に対して、経済効果をねらった減税措置をとっているということではありますが、果たして我々の生活実態に照らし合わせていくと本当にこれが減税措置なのかというふうに疑わざるを得ない部分というのものもあるわけでございます。

端的に言えば、上場株式の配当、こういったものに対して特例措置とか、あるいは少額投資のための非課税措置の創設、これはまた25年度からということで、本当に我々の生活実態に合ったものなのかどうかという疑問を抱かざるを得ませんし、また、財産家優遇、金持ち優遇制度の税制改正ではないかというふうに受け取らざるを得ないわけでございます。

そこで、提案されている個人住民税、こういったものが新しく住宅を建てれば減税をしていくということなんですが、果たして、この21年度から25年度までに、家を建てた人に対しての減税措置であるということではありますが、八街では、一体どのようなことが考えられるのか。果たして、これによって景気対策と言えるのかどうか。その辺について、まず伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

住宅ローン減税についてということでございますけれども、まず、見込みについては非常に難しいのかなというふうに思っておりますが、現状でも税源移譲に伴う住宅借入金等の特別税額控除、これがなされております。これについては、平成11年から18年までの入居者に関しての税額控除ということでございます。これについては、平成20年度における本市の対象者を見ますと1千541人。それで、控除額については、4千310万円ということで、1人当たりになりますと、平均2万8千円程度というようなことになっております。

そういったことから推察するのも非常に難しい、乱暴なことかもしれませんが、11年から18年の該当者が1千541人でございますので、年間およそ190人程度、ここから推察すると190人程度ということで、控除額の平均が2万8千円ですから、それを単純に掛けた数字で申し上げますと、22年度、これの影響額については、約540万円程度になろうかなということで、それなりのメリットといたしますか、納税者に対するメリットはあるのではないかなというふうには考えております。

○右山正美君

こういう不景気になりまして、また、八街市みたいな経済状況のもとで、本当に波及効果があるかわかるかという、私は疑問に思わざるを得ないわけでありまして。我々が家をまた新たに建てる、こういったこともできないわけで、本当にその点については、甚だ本当の起爆剤、経済効果が出てくるかという、私は疑問でなりません。

同時に上場株式に関わる、こういった特例措置については、担当課としては、これは延長

されてきたわけですが、その上場株式に関わる、そういった税制の優遇措置というのは、これまで八街市でどのくらいの影響力と申しますか、そういったものがあるのでしょうか。もし、掌握していたら、答弁願いたいと思いますけれども。

○総務部長（浅羽芳明君）

これにつきましては、上場株式等の譲渡益、それから配当所得に対する税率の特例につきましては、現在におきましても配当所得では100万円以下の部分。それから、譲渡益では500万円以下の部分、これが10パーセント軽減税率ということになっておりまして、どの程度の軽減、特例になっているかというのは、ちょっと把握しておりませんが、平成20年度におけます上場株式等の譲渡、この本市の状況を見ますと、人数的には63人、それから税額で285万3千円ということになっています。ちょっと、どの程度の配当益、譲渡益があるか、ちょっと把握しておりませんが、その恩恵を受けているのがどの程度あるかというのは、ちょっとわかりません。申し訳ありません。

○右山正美君

それと、やはり先ほど言いました少額投資のための非課税措置の創設、これが平成25年度、そして生命保険の控除の見直し、これがまた平成25年度からと、この生命保険料の控除の幅を広げただけの話であって、控除額は変わりません。これが、また25年度からということで、その辺の理由はあると思いますけれども、やはりこの経済効果が本当に出てくるかということ、私は疑問でならないわけでございます。

同時に議案第2号では、固定資産税及び都市計画税、これに係る固定資産税の負担調整措置ということで、農地に対する固定資産税とか、都市計画税、こういった負担調整措置も軽減されるということでありまして。しかし、それは継続措置としてやられるんですけれども、農地法が改正されるというような状況のもとで、この農地利用集積円滑化事業というのが、仮称ですが、創設されます。それに伴って、住民税とか、不動産取得税の特例措置が拡充・創設されるわけでありまして。

また、遊休農地のエリア設定をなくすことに伴って、住民税、不動産取得税の軽減措置も拡充されるということで、農地法が改悪される。大企業でも買えるという、そういったことがなされようとしているわけでありまして。そういった状況のもとで、税制軽減がされていく。これと合わせたような感じで、そういう軽減策を盛り込んで、大変、危惧されると私は考えているわけですが、担当課としては、その辺についてはどのように考えているのか。

○総務部長（浅羽芳明君）

農地法の改正に伴うものということではあるのかと思いますけれども、その辺については、私どもの方も、まだ、これからどのようなやり方が出てくるかというのは、まだ、分析はしておりません。了解願いたいと思います。

○右山正美君

農地法改正含みのこういった地方税制改正であると言わざるを得ません。本当に我々、庶

民感覚からすれば、ちょっとそぐわない。まして、景気回復に本当につながっていくかどうかというのも、甚だ疑問に思う、そういった議案ではないかなというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（山本邦男君）

ほかに質疑はありませんか。

○山本義一君

それでは、私は、議案第5号の一般会計の補正予算について質問させていただきます。

今回、60万4千円の追加補正ということでありますけれども、これは先ほどの説明ですと定額給付金フェアの拡販セールを実施する、その一部を市が負担するということでありましたけれども、この定額給付金について、そのセール期間とその内容、概要がわかれば、教えていただきたいと思います。

○経済環境部長（森井辰夫君）

定額給付金につきましては、市では既に給付が始まっておるところでございますが、この給付金をいかに地元商店街で買い物をしていただけるかということを会議所、商店街の代表の方々と協議をいたしまして、その結果、定額金フェアと銘打ってセールを実施しようというものでございます。

セールの期間につきましては、既に始まっておりまして、5月22日、先週の金曜日から7月末日までとなります。内容は店によって異なるわけでございますけれども、具体的に申し上げますと、店によりましては、特定品については半額セールであるとか、1千円以上は10パーセント引き、5千円以上買うと20パーセント引きというお店、そのほか、おまけや粗品を付ける。また、サービス会の会員ではスタンプ2倍。そのほか、店独自の商品券を発行する等、さまざまなセールを実施しておるところでございます。

なお、セールの周知につきましては、5月21日、木曜日にチラシを新聞折り込みしたほか、6月22日、月曜日に再度新聞折り込みをする予定でございます。参加する店につきましては、定額給付金フェア参加店のポスターに自分の店で提供するサービス内容を記載し、店頭に掲示してありますので、ぜひ、ご利用いただきたいと思います。以上です。

○山本義一君

たしか、3月議会でお聞きしたら、商工会議所、商店街、サービス会等も今後協議をしてプレミア付き商品券も含めた中で、今後協議していくんだというような答弁が、たしかあったように思いましたけれども、本市としては、そういう割引のセールを行うという結果に達したことというふうに理解してよろしいのでしょうか。

そうしましたら、その参加店の数と商工会議所とか、そういうのに入っていない方々、そういうお店の取り扱いはどのようになるのでしょうか。

○経済環境部長（森井辰夫君）

参加店につきましては、現在110店でございます。それから、会議所の会員以外の商店につきましても、会議所及び各商店会の会員さんから一緒にセールに参加しませんかという

呼びかけを7月末日まで、随時呼びかけていく予定となっております。以上です。

○山本義一君

本市におきましても、定額給付金が11億円ぐらい、たしか支給されるわけですので、本市内、また、地域で活用、利用していただくようになれば、今後、経済の活性化も図れるし、景気の回復も上がることと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（山本邦男君）

ほかに質疑はありませんか。

○丸山わき子君

それでは、議案第1号、第2号に関しまして、先ほども質問があったところでございますが、景気対策の一環としての地方税法の改正であるということなんですが、これはどのように見ても、本当に一部の方々、余力のある方々に対する地方税の改正ではなかろうかというふうに思うわけなんですが、市長にお伺いいたしますけれども、この国の進める景気対策、この地方税法改正、本当に景気対策につながるのかどうか。その辺について、どんなお考えなのか、お伺いしたいというふうに思います。

○市長（長谷川健一君）

この景気対策というのは、この制度を利用することによって、その効果があらわれるわけでございます。この減税策につきましても、家を建てる場合に減税をする。これは、言葉では減税なんですけれども、減税をすることによって建てたい人がいるわけですから、じゃあこの際、家を建てようというような機運が出てくる。機運が出てきて、今度は建てる場合には大工さんとか、職人が建てるわけですから、そうすると、その人たちが仕事がない人がそのために仕事をもらえるというようなことで、これがうまく、今、私が言ったように循環した場合には、これは景気対策になります。しかしながら、ただ、減税だけで終わっちゃいますと、これはどうかなというふうにもありますし、ですから、恐らく国は今職人の失業者が多いというようなことでございますので、そういう制度を作って建てる人と職人の活性化のために、こういう制度を私は設けたんじゃないかと思っております。そうであれば、これはいい政策じゃないかと思っております。以上です。

○丸山わき子君

今、市長が言われたように減税だけだと、なかなか景気対策にはつながっていかないと。やはりこれは、私は今後市独自で、こうした活性化につながる制度を創設していく、このことが求められているんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ、これは検討いただきたいというふうに思います。

それと、議案第6号について、私、お伺いいたします。

これは、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてなんですが、特に八街市の一般職の職員の給与等に関する条例で、改正について、私、お伺いいたします。

職員のカット状況について、削減状況をお伺いするわけですが、資料では1人当たり6万9千円のカット状況だということで、資料提供されているところですが、個々の部署、部長、課長、係長、それから職員に至っては、それぞれどのようなカット状況になるのか、お伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

それでは、クラス別にモデル例を算出させていただきますので、それで説明をさせていただきますと思います。

まず、部長クラスでございますけれども、約11万4千円の減額ということです。

それから、課長クラスで約11万2千円。

それから、主査補クラスということでございます。年代的には40歳代ぐらいでございますけれども、これで約7万3千円。

それから、30歳代の主任主事クラスで約5万4千円。

それから、20歳代の主事補クラスで、約3万5千円というような引き下げと申しますか、減額になるというふうに算定をしております。

○丸山わき子君

2006年に公務員の給与表の改訂がございました。これは、50年間にじられなかったものが、一気に改悪されたということで、一律4.8パーセントの引き下げ、それから中高年層の昇給カーブのフラット化というようなことで、大変給与状況というのが悪くなっているというふうに思うわけですが、この3月議会でも管理職手当、これは2割カットというようなことで、本当に職員が大変な給与状況の中で、今回のこの人勧の凍結というような勧告があったわけですが、市長はこういった職員の給与状況について、どんなふうに把握されているのか。人勧の今回の臨時の勧告、これについては、どんなふうにお考えか、お伺いしたいと思います。

○市長（長谷川健一君）

この人勧については、国が法律で決めて、それで日本全国一律ですから、これは公務員は国も県も市町村も一律ですから。ただ、どういうふうに考えているかと言われると困りまして、これはやらざるを得ないというふうに、これをやらないと、またいろんなペナルティーとか、そういうものが今度出てくるというようなことですから、ですから、今回のこの人事院の勧告については、いつも県がちょっと遅れたんですが、今回は県もみんな各市町村全部、一部事務組合からなんか、全部やっていますから、ですから、これはやはりやむを得ないのではないかと。

それと、これについては、民間企業と比較して、景気は民間企業、特にここのところ落ち込みましたから、それで比較して、公務員が少し優遇されているんじゃないかというような、こういう国民の批判があるというようなことも、私が言うまでもなく、皆さん方も承知でしょうけれども、そういうことですから、これはやむを得ないんじゃないかと、私は思っております。

○丸山わき子君

やむを得ないという市長の答弁なんですけれども、やはり今回の人勧というのは、従来の人勧とは違うわけですね、臨時の勧告をしているわけですね。民間企業のボーナスが下がるから、その前に公務員も下げようという考えだということを行っているわけなんですけれども、しかしながら、この一時金の暫定勧告の背景には、政治的な背景があったというようなことで、本来ならば人事院というのは、スト権を禁止した公務員がきちんと給料の保証をされるために、人事院が正確に働いていかなきゃいけないと。ですから、本当に民間の賃金がどのようになっているのか、正確な調査がされなければならないわけなんです。本来ならば、7月の時点で1年間の民間のボーナス状況、給与状況を把握し、そこで人勧が勧告するわけなんです。今回は1万件以上の本来なら対面調査をするところを、わずか2千700社程度の郵送の調査で終わらせているということで、人勧自身も正確な調査はしていないんだと。そういう中で、いわゆる与党の中で議論があって、この一気に調査をせざるを得なくなってしまったということで、政治的な圧力のもとで、今回の人勧の勧告があったということで、重大な問題であるというふうに思うわけなんです。

この公務員の給与というのは、本当に民間に大きく左右する内容でして、まだまだ民間も労使交渉をしているという状況の中で、公務員のボーナスがさっさと決まってしまうと、本来なら高目でボーナスを獲得できることを低目で抑えられてしまう。そういった影響もあるわけで、大変今回の人勧のあり方というのは問題があるというふうに思うわけです。

そういった点では、この人勧の勧告を受けて、一般職員の給与改正をしていくというのは大変な問題であるというふうに思うところであります。

また、本当に今景気の悪化の中で、こういった対応をすれば、さらなる拍車をかけていくと。経済効果はよくないというふうに私は思うところであります。

そういった点では、今回のこの条例改正には到底賛成できるものではないというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（山本邦男君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本邦男君）

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

議案第1号から議案第6号の討論通告受付のため、しばらく休憩しますので、休憩時間中に通告されるようお願いいたします。しばらく休憩いたします。

（休憩 午後 3時05分）

（再開 午後 3時15分）

○議長（山本邦男君）

再開します。

これから、討論を行います。

議案第1号、第2号に対し、右山正美議員から。議案第6号に対し、丸山わき子議員から討論の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に右山正美議員の議案第1号、第2号に対する反対討論を許します。

○右山正美君

私は、議案第1号、八街市税条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについて、議案第2号、八街市都市計画税条例一部改正の専決処分の承認を求めることについて反対するものであります。

昨年10月から12月期のGDPは12.7パーセントの大幅なマイナスとなり、史上空前の経済危機はさらに進行しています。この間の構造改革路線が内需拡大・家計をないがしろにし、日本の経済を極端な外需頼みの構造にしてきたことが、アメリカ発の金融危機という津波から国民の暮らしと経済を守る防波堤を崩してしまいました。

自民党政治の責任は大変重大であります。

政府の提出した2009年度予算は、今の経済悪化を緊急に食い止める対策もなければ、暮らしと内需の回復に役立つ方策もありません。選挙目当てのばらまき「定額給付金」に続き、雇用対策も短期・一時的なものに過ぎず、大企業による「派遣切り」を止める対策もありません。

また、社会保障については、依然として抑制路線に固執しています。

提案されている議案1号は、新たに住宅を購入する人に対する税控除であり、上場株式等の配当及び譲渡益に対する特例措置の延長、少額投資の非課税の創設など、景気回復にはほど遠く、庶民感覚とかけ離れ、金持ち優遇の制度としか言いようがありません。

議案2号では、農地に関する固定資産税・都市計画税の負担調整措置は継続されますが、農地利用集積円滑化事業の創設に伴い、住民税・不動産取得税の特例措置が拡充・創設され、また、遊休地のエリア設定をなくすことに伴い、住民税・不動産取得税の特例措置が拡充されることとなります。これは、もうけ本位の企業による農業経営支配に大きく道を開く農地法改正案含みであります。

このように大企業・大資本家のための減税は一層規模を拡大しようというもので、これでは日本経済の回復どころか、生産が落ち込み雇用と所得が大幅に減少し、消費が冷え込むという経済縮小の悪循環を加速するだけです。

よって、専決処分の承認を求める議案第1号、第2号に反対するものであります。

○議長（山本邦男君）

次に、丸山わき子議員の議案第6号に対する反対討論を許します。

○丸山わき子君

私は、議案第6号、八街市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定のうち、八街市一般職員の給与等に関する条例改正に反対するものであります。

人事院は5月1日、国会と内閣に対し、景気の急速な悪化に伴い、民間企業の夏季一時金が昨年度に比べ大きく減少することが予測されるとし、支給を暫定的に凍結することなどを

中心とする特例措置の勧告を行いました。これを受け、政府は5月8日の給与閣僚会議で、国家公務員の期末・勤勉手当について臨時勧告通りの取り扱いとする方針を決定し、総務省からは直ちに各自治体の期末・勤勉手当について「国の取り扱いを基本として、速やかに対応する必要がある」との通知が出されました。

しかし、従来、公務員のボーナスは、その年の7月までの1年間の民間給与実態調査に基づき、人事院勧告で決めてきました。ところが、人事院はこのルールを破り、4月に臨時調査を実施し、しかも、通常では1万1千企業を対面調査にしているのに対し、今回は2千700社のみを対象とし、郵送調査でした。

人事院自ら「抽出された企業の業種によって全体の調査結果が大きく左右されるおそれがある」「全産業を代表するものとは言いにくい」など言っているように、夏の一時金回答だけに限定した概括調査に過ぎず、調査対象の企業数にも各県でばらつきがあるなど、精確性の面で大きな問題があります。

今回の一時金暫定勧告の背景には、一部与党の議論があり、そのことが異例の一時金調査につながり、一部支給凍結勧告となっています。この間、人事院勧告に求められてきた精確性を人事院自らが否定し、これまでの人事院勧告制度に対する信頼性を大きく損ない、また政治からの圧力により人事院が屈したことは労働基本権制約の代償機関としての機能と役割を自ら放棄したことは重大な問題であります。

中小企業などでは労使交渉が現在も続いており、その中で、公務員の一時金凍結が実施されれば、臨時・非常勤職員の賃金はもとより、中小・地場企業の一時金に大きな悪影響を与えることとなります。

また、7月に向けて検討されている最低賃金の改定にも影響をもたらすこととなります。

100年に一度の危機といわれる経済不況において、特別給削減は内需に大きな打撃を与え、景気の悪化にさらに拍車をかけることは明らかであります。

2006年には地方公務員給与表の一律4.8パーセント引き下げ、中高年層の昇給カーブのフラット化、公務員の賃金制度が50年ぶりに改悪され、先の3月議会では、管理職手当の2割カットなど、市職員の給与実態は引き下げの一途をたどっています。公務員労働者が、地域の住民に安定した公務サービスを提供するためには、給与処遇は不可欠です。民間賃金への「的確反映」を口実にした夏のボーナス0.2カ月分カットに反対するものであります。

○議長（山本邦男君）

ほかに討論の通告はありません。

これで、討論を終了します。

これから、採決を行います。

採決は、分割して行います。

最初に、議案第1号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（山本邦男君）

起立多数であります。したがって、議案第1号は、承認されました。
次に、議案第2号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。
この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（山本邦男君）

起立多数であります。したがって、議案第2号は、承認されました。
次に、議案第3号、専決処分の承認を求めることについて採決します。
この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（山本邦男君）

起立多数であります。したがって、議案第3号は、承認されました。
次に、議案第4号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。
この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（山本邦男君）

起立多数であります。したがって、議案第4号は、承認されました。
次に、議案第5号、専決処分の承認を求めることについて採決します。
この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（山本邦男君）

起立多数であります。したがって、議案第5号は、承認されました。
次に、議案第6号、八街市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する
条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（山本邦男君）

起立多数であります。したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。
日程第4、発議案の上程を行います。
発議案第4号の提案理由の説明を求めます。

○小澤定明君

発議案第4号について、提案理由の説明をさせていただきます。
発議案第4号、八街市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について。

上記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び八街市議会会議規則第14条の規定

により提出いたします。

平成21年5月26日提出。

八街市議会議長、山本邦男様。

提出者、八街市議会議員、小澤定明。

賛成者、八街市議会議員、北村新司議員、同じく京増良男議員、同じく右山正美議員、同じく山本義一議員、同じく中田眞司議員であります。全議員の賛同を得て提出するものであります。

それでは、朗読をもって説明いたします。

八街市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

八街市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

平成21年6月に支給する期末手当に関する第7条第2項の規定の適用については、「100分の210」とあるのは「100分の190」とする。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

本件につきまして、若干の補足説明をさせていただきます。

先般、人事院及び千葉県人事委員会から公務員の期末手当及び勤勉手当の一部を凍結する旨の勧告があり、これに伴い、本市議会の議員報酬についても改正しようとするものでございます。

人事院及び千葉県人事委員会の勧告の内容としましては、景気の急速な悪化に伴い、本年の民間企業の夏季一時金が大幅に減少となることが伺える状況にかんがみ、平成21年6月に職員に支給する期末手当及び勤勉手当の0.20カ月分を凍結するというものであります。

先ほど、市長からも説明がございましたように、今臨時会で、本市の一般職の職員及び特別職等の期末手当及び勤勉手当についても、同内容の改正をする議案が上程され、可決されたところであります。

このことから、八街市議会議員についても、職員等の期末手当及び勤勉手当の改正との整合性を図る意味合いから、ここに発議案として提出するものでございます。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山本邦男君）

お諮りします。ただいま議題となっております発議案第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本邦男君）

異議なしと認めます。

これから、発議案第4号に対しての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本邦男君)

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから、討論を行います。

発議案第4号について討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本邦男君)

討論がなければ、発議案第4号の討論を終了します。

これから、採決を行います。

発議案第4号、八街市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この発議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山本邦男君)

起立全員であります。発議案第4号は、原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成21年5月第2回八街市議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後 3時35分)

○本日の会議に付した事件

1. 会議録署名議員の指名

2. 会期の決定

3. 議案の上程

議案第1号から議案第6号

提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

4. 発議案の上程

発議案第4号

提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

議案第1号	専決処分の承認を求めることについて（八街市税条例の一部改正）
議案第2号	専決処分の承認を求めることについて（八街市都市計画税条例の一部改正）
議案第3号	専決処分の承認を求めることについて（八街市国民健康保険税条例の一部改正）
議案第4号	専決処分の承認を求めることについて（平成20年度八街市国民健康保険特別会計補正予算（専決第2号））
議案第5号	専決処分の承認を求めることについて（平成21年度八街市一般会計補正予算（専決第1号））
議案第6号	八街市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
発議案第4号	八街市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について